

## 【中村税務署の確定申告会場は2月18日(月)開設】

中村税務署では、次の期間中、所得税・消費税・贈与税の申告会場を設置しています。

- ◆**設置場所**：中村税務署(四万十市中村新町4丁目4番地)
- ◆**開設期間**：2月18日(月)から3月15日(金)(土・日曜日を除く)
- ◆**相談時間**：午前9時から午後4時まで

※税務署から送付された「確定申告のお知らせはがき」または「氏名などが印字された申告用紙」をお持ちの方は、税務署または市町村で申告相談を受けられる際には必ずお持ちください。

期間中確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

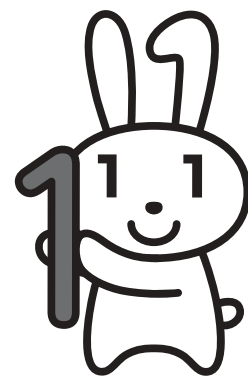
また、1月から個人番号カードやICカードリーダライタをお持ちでない方でも、e-Tax(電子申告)用のID・パスワードで電子申告が可能となりました。ID・パスワードの発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

**確定申告**  
申告書の作成は 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!  
画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。  
作成した申告書等は・・・  
e-Tax データ送信 または 書面提出  
詳しくは 国税庁 で 検索  
申告と納税は期限内に!  
所得税及び復興特別所得税 3月15日(金) 消費税及び地方消費税 (個人事業者) 4月18日(月)

### 個人番号の記載にご注意ください

申告書などを提出する際は、個人番号の記載と本人確認書類(例1：個人番号カード、例2：通知カードと運転免許証など)の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

また、郵送などによる提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

○お問い合わせ

中村税務署 ☎0880-35-2135

### 認知症の人と家族の会(幡多家族の会)講演会のご案内

幡多家族の会は、認知症の方を介護している家族や関係者が集まり、日々の介護の戸惑い、悩み、喜び、互いの思いを分かち合い、学び合う場です。

今回、幡多家族の会顧問の北村ゆり先生による講演会を黒潮町にて開催します。当日は相談会も実施しますので、気軽にお越しください。

◆日時 2月24日(日)

午後1時～午後4時30分

(受付は午後0時30分)

◆会場 保健福祉センター2階

大ホール

◆講師 北村ゆり先生

(葉の花診療所)

◆参加費 無料

◆申込 不要

○お問い合わせ

地域包括支援センター

☎4312240

